

令和7年3月定例会（令和7年(2025年)3月26日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月26日(水)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○令和7年度水道事業経営方針説明	8
	○企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程及び提案説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	15
	○企業長提出議案の質疑	15
	△第1号議案の質疑	15
	△第2号議案の質疑	16
	△第3号議案の質疑	16
	△第4号議案の質疑	16
	○企業長提出議案の討論、採決	23
	△第1号議案の討論、採決	23
	△第2号議案の討論、採決	23
	△第3号議案の討論、採決	24
	△第4号議案の討論、採決	24
	○諸般の報告	24
	○議事日程の追加	24
	○委員会提出第1号議案の上程及び提案説明	25
	○委員会提出第1号議案の質疑	25
	○委員会提出第1号議案の討論、採決	26
	○諸般の報告	26

○特定事件の議会運営委員会付託	26
○閉 議	27
○企業長の挨拶	27
○閉 会	28
署名議員	29

#### 参考資料

企業長提出議案の処理結果	31
委員会提出議案の処理結果	31

水企告示第10号

令和7年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年3月19日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和7年（2025年）3月26日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和7年3月定例会 会期3月26日 1日間

応招議員 15名

1番	島	田	玲	子	議員	2番	田	口	義	博	議員
3番	大	田	ち	ひろ	議員	4番	小	口	高	寛	議員
5番	砂	川	清	時	議員	6番	福	井	和	義	議員
7番	久	保	田	茂	議員	8番	畑	谷		茂	議員
9番	山	田	大	助	議員	10番	立	澤	貴	明	議員
11番	瀬	賀	恭	子	議員	12番	松	島	孝	夫	議員
13番	白	川	秀	嗣	議員	14番	金	井	直	樹	議員
15番	伊	藤		治	議員						

不応招議員 なし

## 3月定例会 第1日

令和7年(2025年)3月26日(水曜日)

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 令和7年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程及び提案説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出議案の質疑
  - △ 第1号議案の質疑
  - △ 第2号議案の質疑
  - △ 第3号議案の質疑
  - △ 第4号議案の質疑
- 10 企業長提出議案の討論、採決
  - △ 第1号議案の討論、採決
  - △ 第2号議案の討論、採決
  - △ 第3号議案の討論、採決
  - △ 第4号議案の討論、採決
- 11 諸般の報告
- 12 議事日程の追加
- 13 委員会提出第1号議案の上程及び提案説明
- 14 委員会提出第1号議案の質疑
- 15 委員会提出第1号議案の討論、採決
- 16 諸般の報告
- 17 特定事件の議会運営委員会付託
- 18 閉 議
- 19 企業長の挨拶
- 20 閉 会

(開議 午前10時04分)

出席議員 15名

1番	島田玲子	議員	2番	田口義博	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	砂川清時	議員	6番	福井和義	議員
7番	久保田茂	議員	8番	畑谷茂	議員
9番	山田大助	議員	10番	立澤貴明	議員
11番	瀬賀恭子	議員	12番	松島孝夫	議員
13番	白川秀嗣	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

野口晃利	企業長
松尾雄一	局長
真子憲一郎	次長(兼)総務課長
福岡敏哉	副参事(兼)お客さま課長
三保田昭二	副参事(兼)施設課長
森野剛	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

白河部貴彦	総務課調整幹
北條理恵	総務課庶務担当主査

10時04分 開 会

◎開会の宣告

- （島田玲子議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから令和7年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （島田玲子議長） 企業長から令和6年4月から令和7年1月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （島田玲子議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第741号

令和7年（2025年）3月19日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 島田玲子様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

令和7年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月26日招集に係る令和7年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 1 越谷・松伏水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定について
  - 1 越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 令和7年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

#### △特定事件の審査結果報告

- （**島田玲子議長**） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、田口義博委員長、登壇して報告願います。

〔田口義博水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （**田口義博水道事業調査研究特別委員長**） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月4日、5日の2日間にわたり、委員14名及び島田議長、福田参与、鈴木参与、野口企業長が出席し、三保田副参事(兼)施設課長が随行の上、「水道DXについて」、「災害への備えについて」の2項目を調査事項とし、豊田市上下水道局及び名古屋市上下水道局への行政調査を実施いたしました。

まず、豊田市上下水道局の調査を行いました。

豊田市では、布設年度や老朽化度合いから整備管路の優先順位を決定し、管路更新を実施していましたが、旧簡易水道地区は十分な精査が困難な状況にありました。そこで、A Iを活用した実証実験により、優先順位付けの客観的根拠を定め、効率的な管路更新を実施しています。

まず、令和2年度に導入された「劣化予測診断」は、材質や漏水履歴などのデータで水道管の破損確率をA Iで解析し、さらに熟練職員の暗黙知を定量化し、反映させ、客観的な要因による更新管路の優先順位を決定するものです。これにより、効率的な管路更新を実現するとともに、劣化度が高い管路に絞った対策で有収率の向上にもつながるだけでなく、ガス会社と情報共有し、共同施工したことで、舗装復旧費を削減できました。

また、「漏水エリア特定診断」では、衛星データから水の成分を分析することで、事前に漏水調査範囲の絞り込みができ、従来の路面音聴調査と比較して短期間で広範囲を調査できるため、当初5年間で実施する予定だった漏水調査が約7か月と大幅に期間を短縮することができ、調査費用も大幅に削減する成果が出ています。

さらに、令和3年から4年度には、衛星から取得する環境要因のデータ群と水道事業者が保有する水道管路のデータを組み合わせ、A I技術で解析し、漏水エリアを5段階で判定する「漏水リスク評価」を開発、検証しております。漏水エリアの特定範囲を直径200メートルから約100メートル四方に縮小したことで、調査範囲が絞られ、調査効率が向上しましたが、今後、全国の水道事業者の漏水修繕データなどが収集されれば、さらなる精度向上が期待できる、とのことでした。

次に、名古屋市上下水道局の調査を行いました。

名古屋市上下水道局では、重要なインフラとして大規模地震時にも継続してサービスを提供できるよう、ハード・ソフト両面の施策を組み合わせながら、総合的な災害対応力の強化に取り組んでいます。

まず、地震災害のハード対策については、水道基幹施設の老朽度や重要度などから更新の優先度を定め、施設規模も考慮しつつ、耐震化を計画的に実施しています。

基幹管路更新事業では、導水路の耐震性向上を図るため、平成21年度から令和3年度にかけ、シールド工法により既設管と切り替える工事を実施したことで、耐震性だけでなく、災害時の停電時でも自然流下で必要量を安定的に確保でき、さらには他の導水路の更新整備時のバックアップ体制の強化につながりました。

また、非常用発電機の整備や燃料貯蔵槽の増強により、災害時の長時間停電に備えるだけでなく、救急病院など災害時の給水優先度が高い施設に至る配水管の耐震化を優先的に進めることで、効率的な耐震化にも積極的に取り組んでいます。

さらに、ソフト対策については、地域住民による「自助・共助」として、水の備蓄や応急給水への協力を積極的に呼びかけるなど、地域と連携した防災・減災力の向上に努めています。

それに加えて、同局では、能登半島地震をはじめとした災害時の応援復旧経験が豊富であること

から、これまで得た課題等を検討しながら、他都市や民間企業との連携などによる応急活動体制の強化にも取り組んでいる、とのことでした。

以上が今回の行政調査の主な概要であります。全体を通して、豊田市上下水道局及び名古屋市上下水道局の貴重なお話を伺うことができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

- （島田玲子議長） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

- （島田玲子議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

15番 伊藤 治議員、2番、田口義博議員、3番、大田ちひろ議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

- （島田玲子議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### ◎令和7年度水道事業経営方針説明

- （島田玲子議長） 令和7年度を迎えるに当たり、水道事業経営方針について説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。令和7年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

今年、元号が昭和に改められてから100年、そして平成7年に発生した阪神・淡路大震災から30年という節目の年に当たります。

水道をはじめとする生活に不可欠なインフラは、高度経済成長期に急速に整備されました。それから約半世紀が経過していずれのインフラも老朽化し、厳しい社会・経済環境の下で更新時期を迎えています。

また、大都市を襲った阪神・淡路大震災は、安全神話を根底から揺り動かし、インフラの耐震化が促進される契機になりました。その後、東日本大震災などの大規模災害が発生するたびに、耐震基準の見直しやさまざまな安全・防災対策が講じられてきました。しかし、昨年は能登半島地震、今年は一潮市内の流域下水道管に起因する道路陥没事故が発生するなど、インフラの安全が脅かされる事象が相次いでいます。

折しも昨年4月から国土交通省が水道行政を所管し、上下水道施設の緊急点検とともに一体的な耐震化計画を策定するよう全国の事業者にも要請するなど、以前にも増して耐震化や老朽化対策を進めようとしています。当企業団では、こうした時機を逸することなく、強靱・安全・持続可能な水道の実現を目指してまいります。

令和7年度の予算は、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」の最終年度となりますので、計画の締め括りとして各施策の目標達成を図るべく編成いたしました。年間計画配水量については、昨今の給水人口などの動向を勘案して、対前年度比20万立方メートル減の3,690万立方メートルいたしました。

収益的収支については、収入が77億7,500万円、支出が72億2,300万円で、収支差額は5億5,200万円を見込みました。また、資本的収支については、収入が14億9,900万円、支出が48億1,800万円で、このうち主な建設改良事業は、築比地浄水場系基幹管路更新工事等合わせて31億9,390万円でございます。

以下、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来人口や水需要予測に基づき水道施設の規模の適正化を図り、地震等の自然災害や事故などに備えて計画的に更新を進めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

水道水の安定供給を目指し、築比地浄水場の浄水能力の向上を図るため、ろ過設備改修の詳細設計を行うとともに、「上下水道耐震化計画」における急所施設である築比地浄水場及び西部配水場の耐震診断を実施いたします。

築比地浄水場系の基幹管路については、継続事業として実施している第5工区及び第10工区の完成を目指してまいります。これをもって松伏町内の基幹管路約6.8キロメートルの更新は完了することになりますので、引き続き越谷市内へと延伸するための実施設計を進めてまいります。

基幹管路以外の配水管の更新については、「上下水道耐震化計画」に基づく避難所等の重要施設につながる管路や、耐用年数を過ぎた管路を優先的に進めてまいります。その際には、漏水の発生を未然に防止するため、各家庭に引き込まれている給水管も併せて耐震管へ更新しております。令和7年度は、総延長約9.5キロメートルの建設改良工事を実施いたしますので、年度末における管路の耐震管率は52.2%となり、計画目標を達成する見込みです。

危機管理対策については、地震・風水害などの危機事象を想定した「危機管理計画」を、近年の災害発生状況や被災地支援等で得た経験を踏まえ、より実践的な内容とするための見直しを行っています。有事の際には、応急活動が円滑に行えるよう、訓練等を通して危機対応力の向上を図ります。また、対策本部となる企業団庁舎の老朽化した給排水設備の改修については、2か年継続事業の最終年度となりますので、完成を目指してまいります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給いたします。

水の安全性を確保するため、今年度は水質基準に定められている色度及び濁度を計測する機器を更新し、検査精度の向上と信頼性の確保に努めてまいります。さらに、人の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）については、令和2年4月から「水質管理目標設定項目」の位置づけですが、これまでの検査結果は全て暫定目標値以下となっています。現在、環境省などで検討が進められており、令和8年4月から「水質基準項目」として検査が義務づけられる予定とのことであり、今後の動向を注視し、適切に対応してまいります。

水道は装置産業であり、浄・配水場の設備や主要な管路等の日頃の点検は、安定給水に必要な不可欠であるとともに、職員の技術の継承にもつながります。今年度は新たに相関式漏水探知機を購入し、管路の経年状況等を考慮した重点的・効率的な漏水調査を実施し、道路陥没等の二次被害防止に一層努めてまいります。

経年化した配水管は濁水の発生が懸念されることから、発生リスクの高い地域を中心に計画的に洗浄し、良質な水の供給を図ります。さらに、貯水槽設置者には貯水槽の適正な管理を促すとともに、指定給水装置工事事業者には更新制度を活用して品質管理や施工指導を徹底し、いつでも安心してお使いいただけるよう努めてまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営の下で人材の育成や環境への配慮などに取り組みます。

企業団経営の指針となる現行の「水道事業マスタープラン（後期見直し）」については、令和8年度からの次期計画の策定を進めてまいります。

水道事業において料金を確実に収納することは経営の根幹であり、未収金を発生させないことが基本です。そのため、お客様には納付相談などきめ細かく対応してまいります。再三の催告にも

応じていただけない場合には、やむを得ず給水停止や弁護士による回収も実施するなど、未収金の抑制に努めてまいります。

また、令和5年1月から導入した「水道マイページ」は、2万8,000件を超えるご登録をいただき順調に稼働しております。引き続き、登録件数の増加に努めるとともに、お客様の利便性向上とペーパーレスによる業務の効率化に取り組んでまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページ、XやYouTube、「水道マイページ」など多様な広報媒体を活用し、PRキャラクター「こしまつくん」とともに、多くの方々へ情報を分かりやすくお伝えしてまいります。

科学技術がどんなに発展しようとも、健全な水道事業経営を持続するための担い手は職員です。一人ひとりが各種研修を通して知識や技能を習得することはもとより、職員提案制度などを通して風通しが良く働き甲斐のある職場環境をつくることで、持てる能力を発揮して経営に参画できる人材を育成してまいります。

脱炭素社会を目指す動きが加速しておりますが、引き続き西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを活用するとともに、東部配水場に続いて西部配水場に導入する高効率の配水ポンプとインバーター設備によって、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図ってまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、現行の「水道事業マスタープラン」の計画期間10年の間には、水道法が改正され、法律の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」へと大きく転換されました。これは「普及・拡大の時代」が終わり、「維持・管理の時代」が到来したということを示したものです。当企業団においても、給水人口は令和2年度をピークに減少しており、想定していたこととはいえ、直面すると大変厳しいものがあります。しかし、時代がどのように変わろうとも、安全で良質な水を安定的に送り続けることは水道事業体の使命であり、変わることはありません。引き続き、基本理念である「世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」を念頭に、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程及び提案説明

- （島田玲子議長） 企業長提出第1号議案ないし第4号議案の4件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 本定例会には、越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求める件

をはじめ、4件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、越谷・松伏水道企業団監査委員、中村甫尚氏が本年1月に逝去されたことに伴い、その後任委員として、公認会計士の藤原拓也氏を選任することにつきまして、地方公営企業法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴等詳細につきましては、大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第2号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係する5条例において所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、刑法において、刑の種類として「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代わるものとして、新たに「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、本条例は、本年6月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、昨年9月定例会において、「越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」を議決いただきましたが、当該改正条例が引用する建設業法施行令の該当条項が移動することに伴い、当該改正条例について再度の条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行してまいります。

次に、第4号議案についてご説明申し上げます。

「令和7年度予算書及び予算説明書」の1ページを御覧いただきたいと思います。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数17万2,800戸、一日平均配水量10万1,096立方メートル、年間配水量は前年度より20万立方メートル少ない3,690万立方メートル、主な建設改良事業は、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」など31億9,390万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は77億7,500万円、水道事業費用は72億2,300万円を計上いたしました。これにより、収支差額では、税込み5億5,200万円を見込んでいます。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入は14億9,900万円、支出は48億1,800万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する33億1,900万円は、「過年度損

益勘定留保資金」等で補填をさせていただきます。

それでは、主なものについて順次ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、23ページの予算執行計画書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、「収益的収入」について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で66億10万円、「その他営業収益」で3億1,024万円、合わせて69億1,034万円を計上し、対前年度比294万円の増となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,690万立方メートルに対して、有収率を96.0%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,800万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」800万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」8億55万円など、合わせて8億3,346万円を計上し、対前年度比5,104万円の減となっております。

第3項「特別利益」は、「固定資産売却益」3,100万円と、「過年度損益修正益」20万円、合わせて3,120万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は77億7,500万円、対前年度比1,700万円の減となっております。

次に、「収益的支出」について申し上げます。

恐れ入りますが、25ページ以降を御覧ください。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて27億7,171万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて5億1,565万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換や検針などの委託料、「水道マイページ」の運用経費を含む水道料金システム等委託料など、合わせて6億1,491万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理や各種電算システム等に係る経費、次期水道事業マスタープラン等の策定に係る委託料、水道だより等の広報費など、合わせて4億780万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として、24億7,300万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、「庁舎設備更新工事」や「築比地浄水場系基幹管路更新工事」等に伴う固定資産の除却費用として、8,913万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は68億7,220万円、対前年度比7,940万円の減となっております。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」な

ど、合わせて3億2,830万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は、「過年度損益修正損」250万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は72億2,300万円、対前年度比8,100万円の減となっております。

次に、「資本的収入」についてご説明申し上げます。31ページを御覧いただきたいと存じます。

第1項「企業債」は、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」に充当するため、9億5,500万円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴う加入者分担金で、2億8,000万円を計上いたしました。

第3項「工事負担金」は、土地区画整理事業等による配水管布設工事等負担金など、合わせて1億6,300万円を計上いたしました。

第4項「固定資産売却代金」は、有価証券の満期償還に伴うものなど、合わせて1億100万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は14億9,900万円、対前年度比6億3,500万円の減となっております。

次に、32ページ以降、「資本的支出」について申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、配水管布設工事など、合わせて1億5,622万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、「配水管布設替工事」12億円、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」の「第5工区」3億1,500万円、「第10工区」8億7,900万円など、2目全体で32億4,338万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、「量水器」や「水質検査用備品」の購入費用など、合わせて8,130万円を計上いたしました。

4目「庁舎整備費」は、庁舎のトイレなどの給排水・衛生設備の改修工事費用など、合わせて1億円を計上いたしました。

5目「用地費」は、企業団庁舎の北側にある防災倉庫に隣接する土地約212平方メートルの取得費用として3,200万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は36億1,290万円、対前年度比10億4,110万円の減となっております。

第2項「企業債償還金」は、償還元金として9億9,910万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、資金運用に伴う有価証券の購入費用として2億600万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は48億1,800万円、対前年度比11億1,300万円の減となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「債務負担行為」については、「配水管布設替等工事」など、都合4件を、令和7年度内に着手するため設定いたしました。

第6条「企業債」については、築比地浄水場系の基幹管路の更新に係る財源として借り入れるため、設定いたしました。

その他、第7条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」については、大変恐縮に存じますが、予算書を御覧いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、第1号議案ないし第4号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時41分 休憩

11時00分 再開

#### ◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業団行政に対する一般質問

- （島田玲子議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

#### ◎企業長提出議案の質疑

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

#### △第1号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第1号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第2号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第2号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第3号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第3号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第4号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第4号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「議長」と言う）

9番 山田大助議員。

〔9番 山田大助議員登壇〕

- 9番（山田大助議員） 議長に許可をいただきましたので、第4号議案、新年度予算について4点お伺いをいたします。

1点目は、これ毎回聞いていることですが、県水の値上げに関わっての企業団としての対応ということでお聞きいたします。予算書で言いますと23ページの水道料金収入ですとか、26ページの県水受水費というところに関わってくるかと思えます。この値上げの動きについて、現状で企業団としてどのように把握、あるいは認識しているのか、その対応、今後の考え方、この新年度予算への影響というところをお示してください。昨年度の答弁ですと、県に対して2025年度からの値上げはやめてほしい、先延ばしを求めているというようなお話がありました。また、それ以前のお話としても、県が値上げをしたからといって、即水道料金に跳ね返るという考え方ではない。利用者に配慮していくというようなお話もあったわけですが、こういった基本的な認識に変化がないかどうかということも併せてお聞きをいたします。

2点目です。これも昨年お聞きしていることに引き続いてになりますが、能登半島地震を受けて災害時の水の確保について、飲み水はもとより、生活水の確保について、越谷市、松伏町などのように連携して進めていくかということをお聞きしまして、学校の受水槽を利用した応急給水など、これまでも水の確保策はしているけれども、十分であるということではないので、いろいろとや

っていきたいというようなお話があったわけですが、こういった施策の進捗状況ですとか、この新年度予算への反映状況というところについてお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、主に26ページの漏水修繕等委託料というところに関わってくるかと思いますが、八潮市の道路陥没の影響です。排水の自粛要請ということは出たわけですが、あくまで利用者側の自粛であって、給水を制限するというようなことではなかったとは思いますが、なかなか直接の影響ということは考えづらいとは思いますが、企業団にとって何か直接の影響があったかどうか。あれば、その内容。また、下水については管路の緊急点検ということを行われましたが、上水道でそういったことについて何か対応が求められたりしたのか、あるいは対応したのか。さらに、今後の漏水及び空洞対策というところで新年度予算に何か反映されていることがあるのかどうかということをお示してください。

最後、4点目です。29ページの水道事業基本計画等策定支援業務委託料ということに関わっていますが、経営方針でも話されました、令和8年、2026年度からの次期計画というところで、以上述べたような3点のことがどういう影響を与えるか、またどのように反映させていくのかということについてお聞きいたします。

以上4点よろしくお願いたします。

○（島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、山田議員さんのご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、県水の値上げについての企業団の対応ということでございます。埼玉県議会では、昨年12月に県の用水供給の料金改定が行われまして、21%、現在の税抜きで61円78銭から74円74銭へ値上げということが可決されました。これは令和8年4月からの施行ということでございますので、令和7年度については影響はございません。ただ、令和8年度以降の金額、企業団の影響額というのは、これはあくまでも試算でございますけれども、税込みで4億7,000万円程度、税抜きになりますと4億3,000万円程度、このぐらいの影響額があらうかというふうに考えております。したがって、例えば令和5年度の決算で言いますと約9億6,000万円の損益収支で利益が出ているわけですが、それが単純に、大ざっぱに今のところ推測しますと税抜きですから9億6,000万円から4億3,000万円が経費としてかかるということでございますので、単純にそのぐらいの利益が減るというような見込みであります。

それから、2点目の能登半島地震を教訓にして水の確保ということでございます。水の確保につきましては、その後、越谷市及び松伏町と防災担当のほうで詰めまして、越谷市においては令和7年度予算において受水槽の採水口設置工事費ということで、小中学校43校に設置をしていただけたということで議決をいただいたということで伺っております。こうしたことで、以前行政調査でお伺いした岡山市等のあいった形での受水槽の活用、そういったものが進むのではないかなという

ふうに思っています。松伏町については、従来の設備ができ上がっておりますので、給水区域内、令和7年度については大きく進むのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目の漏水修繕等に関わる企業団の緊急点検、これらにつきましては施設課長よりご答弁させていただきたいと思えます。

それから、4点目の基本計画でございます。基本計画の改定ということで、令和7年度までが現在の計画の最終年度、令和8年度以降につきましては次期マスタープランを2か年かけて進めておりますので、これらについて今まだ固まったものはございませんけれども、水需要の減少だとかそういうものが進む中、さらには県水の値上げということで、収益のほうの確保はかなり厳しくなると思っています。一方では、老朽管の増加、さらには耐震化の促進、こういったものも急務でございますので、これらをどうやってバランスを取っていくかということで、水道事業については、経営方針でも申し上げましたが、装置産業でございます。これは短期的な目で、1年、2年でどうなるという話ではなくて、水道事業基本計画マスタープランを策定するに当たっては、長期の60年先までを見据えた中で、更新計画だとかそういったものを全て見る中で、さらに直近の10年であるとか、短期的には5年であるとかという形の中でこの辺は進めていく予定でございます。これらについては、まだまだもう1年、令和7年度かけて基本計画の策定を進めていくということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

私からは以上でございます。

○（島田玲子議長） 次に、施設課長。

〔三保田昭二副参事（兼）施設課長登壇〕

○（三保田昭二副参事（兼）施設課長） 管路の緊急点検と今後の対策についてということになりますけれども、緊急点検につきましては、あえて八潮の工事に伴って緊急点検を行っていませんけれども、口径400ミリ以上の基幹管路82キロにつきましては、毎年職員により音聴棒と、これは委託になりますけれども、相関式漏水調査を行っております。さらに、基幹管路以外の管路につきましても、年間約120キロ、そちらについても職員による漏水調査、目視によって現在漏水調査を行っております。

今後になりますけれども、本予算のほうで上げさせていただきました相関式漏水調査費、こちらにつきましては職員によって、相関式というのは、直接管路にセンサーを設置しまして、調査をしたいところの上流、下流に仕切り弁とか消火栓があればそちらにセンサーを設けまして、そのセンサーが漏水音を捉えると、おのおのセンサーが捉えた音の時間差で漏水の場所を特定できるという機械になりますので、今後につきましては、そちらのほうの機械を職員が操作して、漏水が多いところ、また古い管があるところ、そのようなところを順次計画的に調査をしていきたいということで現在計画してございます。

以上でございます。

○（島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「はい」と言う）

9番 山田大助議員。

〔9番 山田大助議員登壇〕

○9番（山田大助議員） 1点目についてだけ再質疑をさせていただきます。

1回目の質疑のときにも指摘をいたしましたけれども、以前に県が値上げしたからといって即水道料金に跳ね返るという考え方ではないというお話があって、その認識に変わりはないかということでお聞きをしましたが、その部分のご答弁がなかったので、ぜひお聞きをしたいのと、そのためには、先ほどご答弁にあったように、収益が減っていくということが見込まれておりますので、今後全国的にもこういった管路の修繕などでお金がかかる一方、人口が減少ということで、ではその分を全て水道料金に跳ね返すのですかということが問われていくという時代になるわけですので、そういった点では国等の支援、補助などをさらに強く求めていくというようなことが必要になってくると考えますが、そういった部分でのお考えをお示してください。

○（島田玲子議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

値上げがあって影響はあるけれども、その料金改定についてどう考えるかということのお尋ねかと思えます。料金改定については、確かに仕入れ値が上がりますので、きついことはきつい、これは御承知のとおりでございます。ただ、料金改定というのはいろんな要素がございます。損益収支が悪化するであるとか、あとは資金が底をつくであるとか、当然資金回収率が悪くなったりとか、いろんな要素がございますので、それらを勘案しながらその時期については見ていく必要があるのかなというふうに思います。したがって、県がすぐ上げたからといって、同時に合わせて上げるという考えは現在のところではございません。ただ、令和8年度からのマスタープランの策定を今行っておりますので、その中での事業費をどうしていくのか。老朽管が増えていく中で、確かに老朽管の更新をやらなければ3条予算への跳ね返り、減価償却費だとかそういった跳ね返りは少なくなりますから収益的には楽になるのですけれども、能登半島地震だとかそういったことを踏まえた中で、それでいいのかという議論もあります。その辺の折り合いというか、どの程度の改修をしていく中でお客様にも容認していただけるだろうかというようなことの中でこの辺は決定していくことになろうかと思っておりますので、マスタープランの策定の中で十分慎重に議論、検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、国への要望ということでございます。私も従来から日本水道協会だとか全国水道企業団協議会、この全国水道企業団協議会のほうは私も役員をさせていただいておりますので、直接国土交通省へ要望だとかいろんな形でさせていただいております。そういう中で、従来は、今まで

厚生労働省時代は管路の更新等についても全く対象にならなかったのです。というのは、なぜならなかったかということをお話し申し上げますと、水道料金が全国平均よりも安いんですよねというのが一つ。水道料金が安い。それから、企業債の借入額が少ない。要するにこれも300%以上ないと駄目だと。要するにそういうところを対象に今まで厚労省時代は補助金を交付していたということです。したがって、当企業団においては、水道料金は全国平均よりも安い。さらには、企業債についても、従来は給水収益に対する割合が高かったですけれども、今は給水収益に対して130%ぐらいということで、毎年企業債残高を減らしてきております。要するに経営努力をしていたところは補助金がもらえないというようなことだったのですけれども、それはおかしいでしょうということで我々要望してきました。そういう中で、上下水道一体化で耐震化計画をつくりなさい。耐震化計画をつくれれば、その避難所等の重要施設までの管路の耐震化については補助金を出しますよという制度が国土交通省でできましたので、私どもも耐震化計画を市町と協調する中で策定しておりますので、今度はその部分については補助対象になっております。したがって、これから8年度以降の計画策定の中でもそういったものも加味しながら、費用はかかるけれども、そういったものも取り入れながらバランスを取ってやっていきたいというふうに考えておりますので、引き続きまたこれらについてももっともっと制度の拡充を水道企業団としても、日本水道協会、さらには全国水道企業団協議会を通じて国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○（島田玲子議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「ありません」と言う）

以上で、山田議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「13番」と言う）

13番 白川秀嗣議員。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

○13番（白川秀嗣議員） 議長の許可をいただきましたので、3点質疑をさせていただきます。

企業長冒頭に、水道事業経営方針、全体にわたってご提案いただきました。当然これを受けて令和7年度予算書が編成されていると思います。それで、特に最後のところで水道法が改正されて、「普及・拡大の時代」が終わり、「維持・管理の時代」が到来したということを明確に示したものです。つまりこれまで我々の社会のありよう、当然命の水のありようも変わっていくと。法律もそうです。企業長もそういう認識を持っておられると思うのです。

そこで、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」という水質管理の部分について3点です。有機フッ素化合物、いわゆるPFASについてです。PFASについて、なぜ近年注目をされているのか。関連して、PFASとはどのような物質なのか。

2点目は、これが水道の水質にどのような影響があるのか。

3点目は、令和8年4月から水質基準項目として検査が義務づけられる予定ということですが、義務づけられればどのような影響が水道企業団にあるのか、3点についてお示しをください。

以上です。

○（島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、白川議員さんからのご質問のまず1点目、PFAS、なぜ注目されているのか。PFASとはどういった物質か。さらに、2点目、PFASについてはどのような影響があるのか。3点目、検査が義務づけられるとどのような影響があるのか。いずれについても配水管理課長よりお答えさせていただきますので、お願いいたします。

○（島田玲子議長） 次に、配水管理課長。

〔森野 剛配水管理課長登壇〕

○（森野 剛配水管理課長） それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。PFASについてということに関しまして、PFASに関しましては有機フッ素化合物の総称でございます。それら約1万種類以上の物質があると言われております。特徴といたしましては、水や油をはじくですとか、熱や薬品に強く光を吸収しないなど、独特な性質を持ってございます。それがゆえに、これまで揮発性とか表面処理剤などに使われた、さらには消火剤などに使われたということで、永遠の化学物質ということで、環境中などに長く残るといって聞いてございます。そのうち2種類の物質、PFOSとPFOAというものが代表的な物質でございます。

続きまして、人体への影響に関しまして、この2種類に関しまして、国のほうでいろいろと治験を今調べているところではございますけれども、人体においてはコレステロール値の上昇ですとか、発がん、もしくは免疫等の関連が指摘されております。しかしながら、なかなかすぐに体に入って影響が出るというような形の十分な治験が今現在得られてはおりません。ただ、国内においてもPFOSとPFOAの摂取が主たる要因と見られるというところでの事前には確認はされておませんが、国でも注目をされているということで3点目の質問に続けさせていただきますれば、今現在、先ほど企業長からもお話がございましたように、暫定の目標値を持って、水質の管理目標設定項目の中に令和2年4月1日に位置づけられております。こちらに関しましては、検査の義務というまではございません。先ほどお話のございました令和8年4月1日をもって今後基準値に位置づけられる予定であるというふうに国のほうから聞いてございまして、位置づけられますと、今現在、年に1回水道企業団のほうでは検査をPFOA、PFOSに関してはしているところが3か月に1度の検査の基準に引き上げられる可能性は考えられるというふうに存じております。

以上でございます。

○（島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「議

長」と言う)

13番 白川秀嗣議員。

[13番 白川秀嗣議員登壇]

○13番(白川秀嗣議員) 消火剤とかその他によって流入してくるとのご説明だったのですが、水道全体にとってどういう経路でPFASが流入してくるといふふうに想定されているのか。例えば、よく分かりませんが、消防は直接の管理ではありませんけれども、消火剤というのは火事的时候に使って、水をばつとやったりします。水道にどのようにして入ってくるかということが1点です。

2つ目は、年1回の検査を3か月に1度ということになりますので、3か月に1度になった場合の、先の話ですけれども、体制とか財政とかということはどうな見通しなのか、その2点について教えてください。

以上です。

○(島田玲子議長) ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

[野口晃利企業長登壇]

○(野口晃利企業長) それでは、重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のどういう経路で流入してくるか。さらには、2点目の検査の体制や財政についてどのような影響があるか、これらについても配水管理課長からお答えさせていただきます。

○(島田玲子議長) 次に、配水管理課長。

[森野 剛配水管理課長登壇]

○(森野 剛配水管理課長) それでは、重ねてのご質疑にご答弁させていただきます。

国のほうの調査によりますと、消火器などですと、自衛隊ですとか米軍の基地辺りで使われたものが地中にしみてというところで聞いてはございまして、井戸ですとかそういったところ、地中にしみた物質の部分が採取されるというようなことは聞いてございます。当企業団においては、令和2年から年に1回井戸、南部浄水場と築比地浄水場で自己水ということで井戸を掘って、深い井戸でございましてけれども、そちらの井戸から取った水を調査してございますが、今のところ暫定基準値を大きく下回っている状況でございます。

さらに、3か月に1回の調査となった場合、財政的な費用ということでございました。申し訳ございません、こちらに関しまして、まだ今現在は業務委託をしてございまして、そちらの業務委託に関して、この頻度が上がった場合、どれぐらい上がるのかというのは調査し切れていないもので正確な金額を申し上げられず、申し訳ございません。

以上でございます。

○(島田玲子議長) ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。(13番 白川秀嗣議員「ありません」と言う)

以上で、白川議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第1号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） この際、お諮りいたします。第1号議案は、人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時30分 休憩

11時31分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△第2号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第2号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

△第3号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第3号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

△第4号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第4号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△委員会提出議案の報告

- （島田玲子議長） 委員会提出議案が1件提出されましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （島田玲子議長） お諮りいたします。  
瀬賀恭子議会運営委員長から委員会提出第1号議案が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、委員会提出第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎委員会提出第1号議案の上程及び提案説明

- （島田玲子議長） これより、委員会提出第1号議案を議題といたします。

提出者、瀬賀恭子議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

瀬賀恭子議会運営委員長、登壇して説明願います。

〔瀬賀恭子議会運営委員長登壇〕

- （瀬賀恭子議会運営委員長） 議長のご指名によりまして、委員会提出第1号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号利用法」の一部が改正されること及び刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、番号利用法の引用条項の移動に伴う条文整備などを行うもので、本年4月1日から施行してまいります。

また、刑法において、刑の種類として、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代わるものとして、新たに「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもので、本年6月1日から施行してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時35分 休憩

11時35分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出第1号議案の質疑

- （島田玲子議長） 委員会提出第1号議案の質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時35分 休憩

11時35分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出第1号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 委員会提出第1号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （島田玲子議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （島田玲子議長） 特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（島田玲子議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（島田玲子議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました4議案につきまして、いずれも原案のとおり速やかにご決定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

なお、私ごとで大変恐縮に存じますが、企業長としての任期がこの3月31日をもって満了となりますので、退任をさせていただくことになりました。平成29年4月1日に就任以来、2期8年間、議員の皆様をはじめ、お客様、そして関係機関各位におかれましては、並々ならぬご支援、ご指導を賜り、深く感謝を申し上げます。

この間、渇水、給水管の凍結、新型コロナウイルス、台風、地震など、様々な危機事象が頻繁に発生いたしました。しかし、こうしたいずれの事象に対しても、安全な水を安定して送り続けるという水道事業体としての責務は、おかげさまをもちまして無事に果たすことができました。これは、その時々職員が一丸となって対応に当たったことはもちろんですが、企業団の運営に携わってこられた先人の方々の地道な努力の積み重ねが今実を結んでいるからであると思います。

飲水思源という格言があります。井戸の水を飲むときは、井戸を掘った人の苦勞を思えという意味です。越谷・松伏水道企業団は、半世紀以上も前に広域行政の先駆けとして設立されました。当時の大塚伴鹿市長や若盛教淳町長はじめ、議員各位並びに市民、町民の皆様の深いご理解があったからこそ成し遂げられた偉業であり、その先見の明にはただただ敬服するばかりでございます。これからの水道事業の歩む道は、まだ誰も歩いたことのない道に行くようなものです。私が携わった8年間が、企業団の設立からこれまで携わってこられた方々とこれからを担う方々をつなぐかけ橋となったなら幸いに存じます。「世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」が、これからさらに50年、100年とお客様に信頼され、発展されることを切に願ってやみません。

議員の皆様におかれましては、水道事業に対しまして、引き続き変わらぬご指導、ご鞭撻を賜り

ますようお願いを申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

長い間、大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（島田玲子議長） これをもちまして、令和7年3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 田 玲 子

署名議員 伊 藤 治

署名議員 田 口 義 博

署名議員 大 田 ち ひ ろ